

令和7年5月

定例教育委員会会議

会 議 録

令和7年5月26日開催

会 議 録

開催日時	令和7年5月26日（月）			午後7時00分 開会	午後7時46分 閉会
場 所	旭川市教育委員会 教育委員会室				
出席者	教 育 長 及 び 委 員	教育長 野崎 幸宏、 <small>教長職務代理者</small> 伊東 義晃、委 員 近藤 美保 委 員 山崎 與吉、委 員 坂田 葉子			
	事 務 局 説 明 員	学校教育部長	坂本 考生	社会教育部長	田村 司
	事 務 局 職 員	学校教育部次長	中瀬 恭子	社会教育部次長	登野 千夏
		学校教育部主幹	田村 貴史	社会教育部次長	松野郷正文
学校施設課長		板東 俊光	文化振興課長	坂本 剛	
学校ICT担当課長		成田 一郎	公民館事業課長	松里 秀一	
教職員課長		山下 聡司	博物館長	沼田 聡	
学校保健課長		池田 満則			
教育政策課主幹		矢野 敬			
事 務 局 職 員	教育政策課主査	篠原 広光			
	教育政策課主査	朝倉 裕幸			
傍 聴 者	0人				
公開・非公開の別	一部非公開				
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 令和7年度一般会計予算の補正について ・議案第2号 旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ・議案第3号 旭川市社会教育委員の委嘱について ・議案第4号 中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について ・議案第5号 旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について ・議案第6号 旭川市図書館協議会委員の任命について ・議案第7号 旭川市博物館協議会委員の任命について ・報告第1号 学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市東旭川学校給食センター調理等業務プロポーザル審査会委員の委嘱（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員の人事異動（臨時代理）について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 旭川市議会令和7年第1回定例会の報告について (2) 旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について 				

	<ul style="list-style-type: none">(3) 都市計画学校の決定について(4) 令和7年度旭川市教員研修計画について(5) 旭川市東旭川学校給食センター調理等業務に係る公募型プロポーザルの実施について(6) 社会教育施設における夏季等の臨時開館について(7) 旧宮北邸の利活用に係るサウンディング型市場調査の実施について(8) 旭川市議会令和7年第2回定例会の教育委員会関連議案について(9) いじめの重大事態に係る調査報告書について <p>6 その他</p> <p>7 閉会</p>
--	---

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和7年5月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は伊東委員、山崎委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和6年8月定例会の会議録については、会議録署名委員に本田委員と山崎委員を指名しておりましたが、本田委員が退任されたため、改めて近藤委員と山崎委員を指名したいと思いますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	<p>それでは、令和6年8月定例会の会議録署名委員には近藤委員と山崎委員を指名します。</p>
各 委 員 長	<p>令和6年8月定例会及び8月第3回臨時会の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、その内容について、御意見はありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p>
各 委 員 長	<p>御意見がありませんので、これを承認することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、令和6年8月定例会及び8月第3回臨時会の会議録については、承認することといたします。</p>
各 委 員 長	<p>なお、9月定例会、10月定例会、11月定例会、12月定例会、令和7年1月定例会、2月定例会、3月定例会及び4月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、これら8回の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審議事項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p>
教 育 長	<p>お手元に配付されております公開及び会議録記載方法の取扱い一覧についてですが、議案第1号から議案第7号まで、報告第1号から報告第4号まで、報告事項（5）、報告事項（8）及び報告事項（9）は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会としたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第1号から議案第7号まで、報告第1号から</p>

<p>各 教 委 員 長</p>	<p>報告第4号まで、報告事項(5)、報告事項(8)及び報告事項(9)は、秘密会といたします。</p> <p>また、議案第3から議案第7号まで、報告第1号から報告第4号までは、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第3から議案第7号まで、報告第1号から報告第4号までは、会議録には概要を記載することといたします。</p> <p>《 報告事項 》</p>
<p>教 育 長 学 校 教 育 部 長</p>	<p>それでは、報告事項に入ります。報告事項(1)「旭川市議会令和7年第1回定例会の報告について」、報告願います。</p> <p>旭川市議会令和7年第1回定例会の会期は、令和7年2月19日から3月25日までの通算35日間でした。</p> <p>学校教育部所管事項に係る質疑の概要についてですが、令和7年2月17日に開催された子育て文教常任委員会において、旭川市立小・中学校適正配置計画(素案)に対する意見提出手続の結果について、日本共産党の中村委員から質問があり、来年度から第3期の取組を進めていくが、将来にわたってより良い教育環境をどのように整えていくか、また、現計画にはない教育課題にどのように対応していくのかについて、現計画の推進と並行して検討を進めていく必要があることを説明しました。</p> <p>次に、2月21日に開催された本会議において提出議案に係る直接審議が行われ、民主・市民連合の江川議員、無所属の横山議員から、報告第1号の先決処分の報告に係る質問があり、学校教育部の職員から市教委に対して請求のあった令和2年度の未払い分の時間外勤務手当について、令和6年8月の公平委員会判定を踏まえ、当該職員と協議し、追加支給を行ったことにより、遅延損害金が生じたものであることを説明しました。</p> <p>また、令和7年2月27日に開催された子育て文教常任委員会において、民主・市民連合の品田委員から、旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする教職員、生徒及び関係者への人権じゅうりんに関する名誉の回復及びしかるべき補償並びにその公表等を求めることについて質問があり、本件の事実関係は旭川市いじめ防止等対策委員会及び旭川市いじめ問題再調査委員会の報告書の中で明確に整理されていることを説明しました。</p> <p>次に、3月3日及び4日の2日間に代表質問が行われ、5党派全てから、教育行政方針に対して質問がありました。</p> <p>自民党・市民会議の松田議員から、不登校の現状や今後の方向性について質問があり、これまでの取組に加えて、校内教育支援センターを中学校2校に設置し、そこに支援員を配置することで、生徒が安心して学習できる環境の確保や相談支援の充実を図っていくことについて説明しました。</p> <p>民主・市民連合の江川議員から、教育の果たす役割などについて質問があり、教育を取り巻く環境は、急速に進展する情報化や技術革新などの社会経済情勢の影響を受け、大きく様変わりをし続ける中で、主体的に社会に貢献できる人材を育むためにも、教育はこれまで以上に大きな役割を果たすこ</p>

<p>社会教育部長</p>	<p>とが必要であることについて説明しました。</p> <p>日本共産党の石川議員から、学校給食費について質問があり、令和7年度の値上げ分については公費で負担し、令和5年度の値上げ分については保護者に負担してもらうことを説明しました。また、給食費の無償化については、引き続き、国に対して要望していくことも併せて説明しました。</p> <p>次に、3月5日に大綱質疑が行われ、2人から質問がありました。</p> <p>民主・市民連合の上野議員から、学校施設の修繕について質問があり、危険度や緊急性の把握を的確に行い、国の財源の活用と費用の平準化を図りながら、効果的な手法を検討し、児童生徒の安心安全の確保を最優先に、施設整備を着実に進めることを説明しました。</p> <p>日本共産党のまじま議員から、タブレット端末の更新などについて質問があり、現在使用している端末が使用開始から4年が経過する中、子どもたちに最新の機器で学ぶことができる環境を整備するため、国の補助事業を活用し新たな機種へ一括で更新することを説明しました。</p> <p>次に、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会での質疑が3月13日、14日、17日及び18日の4日間行われ、11人の委員から質問がありました。</p> <p>自民党・市民会議の笠井委員から、「すくらむ あさひかわ」について質問があり、障害等がある子どもを適切に支援するためのツールであることを説明するとともに、それをより有効に活用するため、各部局や関係機関との情報共有を強化し、効果的な連携体制を構築しながら、取組を進めていくことを説明しました。</p> <p>日本共産党の中村委員から、東旭川学校給食センター調理業務の民間委託について質問があり、近年は正職員の減少に加え、パート調理員の確保も困難な状態が続いている中、調理業務の一部を民間委託化することで、学校給食全体の安定的な提供体制を維持することが委託化を進める理由であることを説明しました。</p> <p>無所属の横山委員から、スキー授業に係る保護者負担について質問があり、スキー事業に係る保護者の負担は増加しており、その軽減に向けて各学校で様々な工夫をしているものの、厳しい状況は増していることから、より負担のかからない方法について引き続き検討していくことについて説明しました。</p> <p>民主・市民連合の江川委員から、英語教育の推進について質問があり、英語によるコミュニケーション能力を身に付けることは一層重要になることから、ALTと会話する機会の充実を図るなど、英語教育の充実に取り組んでいくことを説明しました。</p> <p>社会教育関係につきましては、3月3日及び4日の代表質問では、4会派から質問があり、自民党・市民会議の松田議員から、新文化会館等の整備検討に当たり、北海道や管内市町村との連携等についての質問があり、本市はもとより周辺地域の文化交流やまちづくりの重要な拠点となるよう基本計画の策定を進めており、自由な文化芸術活動が展開され、誰もが利用しやすく多様な交流も生み出されるとともに、コンベンション機能なども備える施設となるよう検討を進めると説明しました。</p> <p>民主・市民連合の江川議員から、新文化会館は、旭川の文化の拠点として</p>
---------------	--

の役割が求められるが、どのように実現していくのかとの質問があり、文化交流がもたらす喜びや感動、成長や共感を市民一人一人が当事者として享受することのできる拠点となるよう基本構想を定め、今後多くの市民と丁寧な議論を重ねながら取組を進めると説明しました。

日本共産党の石川議員からは、どのような新文化会館を目指すかという質問があり、自分のステージを見てもらいたい、演じてみたいなど、市民自らの可能性を大切にしながら、文化交流活動を実践し、道北地域の文化交流やまちづくりの重要な拠点として機能する施設となるよう、取組を進めると説明しました。

旭川市民連合の塩尻議員から、社会教育施設の現状と補修改修予定、その方向性についての質問があり、1980年から90年代に建築された施設が多く、いずれも築30年以上経過し老朽化が進んでいる状況にあり、利用者の安全性の確保などの視点で優先度を考慮しながら、施設の改修や設備の更新を進めており、今後も市民が安心して利用できるよう、改修等に取り組むと説明しました。

次に、3月5日の大綱質疑では、民主・市民連合の上野議員から、北門中学校の知里幸恵資料室等の整備について質問があり、令和7年度から5年間の計画期間となるアイヌ施策推進地域計画に知里幸恵資料室の環境整備を盛り込むこととしており、今後、北門中学校などの意向を踏まえながら検討を進めると説明をしました。

次に、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会におきまして、自民党・市民会議の笠井委員から、日本ジオパーク認定に向けた今後の取組についての質問があり、1市7町が連携し、観光ルートや地場産品を使った付加価値の高い商品を作るなど、様々な事業を展開しながら、地域の魅力を広く発信したいと考えていることから、日本ジオパークの認定申請に向けて取り組むと説明しております。

民主・市民連合の金谷委員からは、新文化会館の今後の進め方及び完成までのスケジュールについて質問があり、これまでの議論をより多くの市民に分かりやすくお示しし、これまで文化会館を利用していない方からも意見を頂けるような情報発信や意見収集を考えていること、また、基本構想策定段階では、最短で令和13年度の開設を想定しておりましたが、整備手法などによっても工事スケジュールが変わる可能性もあり、できるだけ早い時期の完成を目指したいと説明しました。

公明党の高花委員からは、クリスタルホールの今後の補修についての質問があり、開館から30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、現状では劣化や不具合が起きてから対応することが多い状況ですが、日常的に危険のおそれがある箇所や不具合等の把握に努めるとともに、優先順位を定め、計画的に修繕等を進めると説明しております。

旭川市民連合の小林委員からは、中央図書館のWi-Fi設置について、設置箇所の理由や今後の拡充について質問があり、書棚が大半を占める場所ではなく、落ち着いて読書をする利用者の多い読書室に設置を決めたこと、また、今後の利用状況や要望等を踏まえながら、設置箇所の拡大を検討することを説明しました。

無所属の横山委員からは、彫刻美術館の位置付けについて質問があり、既

<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長 学 校 教 育 部 長</p>	<p>存作品の収蔵と展示だけではなく、本市の彫刻関係事業を全て所管する中核施設であり、中原悌二郎賞をはじめ、彫刻巡回展示や彫刻フェスタなど、美術館以外でも様々な事業を行う全国的にも珍しい美術館となっており、本市の彫刻コレクションの素晴らしさを市内外に周知する施設であると説明をしております。</p> <p>公明党の駒木委員からは、図書館の自動車文庫について、その周知方法について質問があり、これまでも様々な図書館活動をフェイスブックやホームページでPRをしておりますが、今後は様々な機会を捉え、周知に努めると説明しております。</p> <p>日本共産党の能登谷委員からは、図書館の職員体制について、職員の任用や図書館司書、非正規率の高さについての質問があり、公共図書館にふさわしい人材の確保のため、雇用の安定も考慮に入れながら、会計年度任用職員の雇用について検討を行うこと、本市図書館職員は全国や北海道と比べても非正規率が高い状況にあることから、今後の図書館の運営を考え、どういった状況が良いかということも併せて検討する必要があると説明しております。</p> <p>民主・市民連合の江川委員から、図書館情報システムについて、マイナンバーカードの利用や図書貸出履歴の記録についての質問があり、マイナンバーカードに図書館利用者カードの番号を登録すれば、マイナンバーカードだけで図書館利用が可能になること、また、マイナンバーカードには、図書貸出履歴が記録されることはないことを説明しております。</p> <p>公明党の中野委員からは、新文化会館の整備に係る財源についての質問があり、現段階では財源計画は持っておりませんが、今後、国の交付金や補助金などの有利な財源の活用について検討すると説明しております。</p> <p>最後に、自民・市民会議の石川委員からは、地域学校協働活動について、今後の方針などの質問があり、毎年新たなモデル地域を設定し、市教委が伴走支援しながら、持続的な地域と学校の連携・協働体制づくりを目指しており、全市的な展開を令和13年頃と考えていること、またその活動は各地域の実状に合わせ、無理なく負担のない仕組みとしていくことが大切であり、地域全体で子どもの学びや成長を支える地域学校協働活動を広く展開したいと考えていることを説明します。</p> <p>本案について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（1）「旭川市議会令和7年第1回定例会の報告について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（2）「旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について」、報告願います。</p> <p>令和7年4月7日に開催された子育て文教常任委員会において、日本共産党の中村委員及び無所属の横山委員から、旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第3期）の策定について質問があり、教職員に関わっては、長時間勤務だけではなく、人材の確保やメンタルヘルスへの対処など、解決しなければならない課題が数多くあると考えており、特に、同プランで掲げている、教頭業務の縮小や課題に向けた検討、校務の効率化の推進、部活動指導の負担軽減、学校運営体制の見直しといった重点項目について着実に取</p>
---	---

社会教育部長	<p>組を進めることを説明しました。</p> <p>社会教育部関係部分について、日本共産党の中村委員から、アイヌ政策推進地域計画に関連した質問があり、博物館で展示しきれていないアイヌ関連の収蔵品の活用や、地元市民のアイヌ文化に対する関心を高めるための取組を行っていくことについて説明しました。</p>
教育委員 各教育委員	<p>また、無所属の横山委員及び民主・市民連合の品田委員からは、新文化会館の基本計画策定に関わる市民説明・意見交換会について質問があり、今後の検討スケジュールを説明していくことや、関連団体にも積極的に情報提供していくことを説明しました。</p> <p>本報告について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（２）「旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について」は報告を受けたこととします。</p>
学校施設課長	<p>次に、報告事項（３）「都市計画学校の決定について」、報告願います。</p> <p>都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備が図られるよう、自治体が土地利用や市街地開発事業、都市施設について定める、総合的な計画のことをいいます。</p> <p>都市施設については、都市計画法で様々な施設が規定されており、本市では、資料の四角の枠で囲ったものを都市計画で定める都市施設としております。</p> <p>学校につきましては、これまで旭川医科大学と旭川市立大学、旭川市立大学短期大学部を都市計画決定しており、今回、小・中学校についても同様に都市計画決定をしようとするものです。</p> <p>小・中学校は、子どもたちの学びの場であり、子育て世代が居住地を決める際の重要な要素であるほか、災害時の避難所、スポーツ活動の場など、市民生活において重要な役割を担っており、将来にわたり必要不可欠な施設であります。</p> <p>しかし、本市の小・中学校の多くは昭和４０代から５０年代に建設され、老朽化による大規模改修が必要な時期を迎えていることから、令和３年３月に旭川市学校施設長寿命化計画を策定し、学校施設の長寿命化改修に向けた基本方針を取りまとめたところであります。</p> <p>今回の都市計画決定により、学校施設の改修に対し都市計画税の充当が可能であることから、計画的かつ安定的な改修が可能になるとともに、学校が地域に果たす役割や都市機能についても、適切に維持していくことが可能となると考えております。</p> <p>なお、対象校は資料「対象校」に記載したア～ウの条件全てを満たす小学校３７校、中学校１８校、合計５５校を予定しております。</p> <p>最後に、今後のスケジュールにつきましては、旭川市都市計画審議会の審議や北海道との協議を経て、１２月頃の都市計画決定を予定しております。</p> <p>都市計画決定後、小・中学校の改修事業について、都市計画事業として北海道から認可を受ける必要があるため、令和８年３月までにみなし認可を受け、令和８年度以降、改修に向けて準備を進めてまいります。</p>
教育委員 伊東委員	<p>本報告について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>これは、国が財源を確保してくれるということなのでしょう。</p>

<p>学 校 施 設 課 長</p>	<p>財源確保は旭川市となりますが、都市計画に学校を位置付けることで、都市計画税を充当できるようになります。</p> <p>学校を改修する場合、国の補助金なども活用しますが、旭川市が支出する部分、一般財源に都市計画税を充当して、旭川市支出分を少なくすることができますようになります。</p>
<p>近 藤 委 員</p>	<p>これまでの予算のほかに都市計画税が使えて、使える予算が増えるということではなく、市教委の一般財源が抑制できるということですか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>予算の総額が変わらないので、財源が変わるだけですが、都市計画税を充てることで、継続して改修や建替えに充てられる財源が確保できるということになります。これまでは道路や橋などの大型インフラ事業に充てられてきたものが、都市施設が整備されてきたので、今度は学校施設に充てられるようにしていくというものです。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>ほかに、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p>
<p>各 教 育 長</p>	<p>それでは、報告事項（3）「都市計画学校の決定について」は報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（4）「令和7年度旭川市教員研修計画について」、報告願います。</p>
<p>教 職 員 課 長</p>	<p>教員研修計画は、都道府県及び中核市に策定が義務付けられており、毎年度策定しているものです。</p> <p>昨年度の計画では、研修制度の基礎となる研修履歴の記録等について、教員の研修を支援するために設けられた国のオンラインシステムである「全国教員研修プラットフォーム」の運用開始を見据えて、内容を見直しました。</p> <p>本年度の計画では、継続性を重視し、昨年度の計画を基に軽微な変更を行うとともに、道教委による計画改訂に伴う見直しや、研修の拡充等により、実効性を高めることを目的として策定したところです。</p> <p>「1 教員研修計画の策定」、「2 教員研修の現状と方向性」に研修計画の基本的な考えを記載しています。「3 基本方針」では、本市が目指す教員の学びの姿を明確にするため、軸となる5つの内容を研修計画に記載しています。</p> <p>次に、「4 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」ですが、教員研修計画では、受講奨励に係る基本的な事項として、7点について記載しています。令和6年度の全国教員研修プラットフォームの運用開始に伴い、「(4) 研修履歴の記録の方法」及び「(5) 研修履歴記録の取扱い等」については、運用前の文言を運用後の文言に一部整理しました。</p> <p>「令和7年度 研修内容等一覧」では、旭川市の教員が受講可能な研修は様々ありますが、4つに分類して、研修計画に記載しています。</p> <p>1つ目は、市教委が実施する研修で、法定研修等の基本研修のほか、教育課題に関する研修や専門研修を実施します。2つ目は、子ども総合相談センターが実施する研修で、主に特別支援教育に関する研修です。3つ目が、上川管内の教員が受講できる上川教育研修センターが実施する研修で、4つ目が任命権者である道教委が実施する研修です。</p> <p>これらの研修については、専門性を高め、多様なニーズに対応することが</p>

<p>教 育 長 山 崎 委 員 教 職 員 課 長 伊 東 委 員</p>	<p>できるよう、一部見直しを図っています。</p> <p>道教委の育成指標では、「求める教員像」、「目指す学校管理職像」の実現に向けて、本道の教育課題や学校現場の現状なども踏まえた身につけるべき具体的な資質能力として、「キーとなる資質能力」を設定しており、「資質能力」について、それぞれのキャリアステージに応じて重点的に身に付けることが期待される、資質能力の研修に努める時期を示しており、道教委の計画改訂に伴い、一部整理しております。</p> <p>この研修計画に基づき効果的に研修を実施し、教員の資質向上を図ってまいります。</p> <p>本報告について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>研修は労働時間の一部として行われるのですか。</p> <p>そのとおりです。勤務時間の中で行われます。</p> <p>職員研修は法律で義務付けられており、勤務時間内に行うこととされています。</p>
<p>坂 田 委 員 教 育 長</p>	<p>受講した研修は、一定の点数を取らないとならないのでしょうか。</p> <p>そういったものではありません。研修受講を奨励することとなっていますので、校長との面談などで、受講する研修について勧めることもあります。</p> <p>ほかに、御意見、御質問等がありますか。</p>
<p>各 委 員 教 育 長</p>	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（４）「令和７年度旭川市教員研修計画について」は報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（６）「社会教育施設における夏季等の臨時開館について」、報告願います。</p>
<p>松野郷社会教育部次長</p>	<p>各社会教育施設におきまして、今年度も休館日の臨時開館を実施しますので、御報告いたします。</p> <p>はじめに、井上靖記念館、彫刻美術館及び彫刻美術館ステーションギャラリーにつきましては、観光客等の利便性を高め、より多くの方に観覧してもらうことを目的に、７月から８月までの期間、月曜日を臨時開館することとしています。</p> <p>また、中央図書館につきましては、小・中学校の夏休み期間に合わせ、７月下旬から８月下旬までの期間、月曜日に臨時開館を行います。また冬休み期間中にも実施する予定です。</p> <p>科学館につきましては、小・中学校の夏休み期間に加え、７月１１日から９月２３日まで行われる特別展に合わせて、来場者が見込まれる始期及び終期の開館を行うほか、年末年始及び春休み期間中にも実施する予定です。</p> <p>なお、博物館は、臨時開館の扱いではございませんが、６月から９月までの期間、無休で開館しております。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>本報告について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（６）「社会教育施設における夏季等の臨時開館について」は報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（７）「旧宮北邸の利活用に係るサウンディング型市場調査の実施について」、報告願います。</p>
<p>文 化 振 興 課 長</p>	<p>市内９条通１１丁目にあります旧宮北邸につきましては、令和２年に土</p>

<p>教 育 長 山 崎 委 員 文 化 振 興 課 長</p> <p>山 崎 委 員 文 化 振 興 課 長</p> <p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>地建物を取得して以来、その利活用を検討してまいりましたが、建築基準法上で既存不適格となっている状況や建物各部の劣化の進行といった課題も多く、改修を行う場合には多額の費用負担が見込まれることから、利活用方法を見いだすことが困難な状況となっております。</p> <p>一方で、建築から100年以上を経過した石造りの貴重な建物であることから、市民団体等からは保存や活用が望まれており、土地建物の売却や移譲も視野に入れた民間事業者による利活用の可能性を検討する必要があります。</p> <p>こうしたことから、令和5年8月から令和6年9月にかけて、歴史的建物の保存を考える会からの提案を受け、民間等への売却先を探す取組を行ってまいりましたが、市内には希望する事業者が見当たらない結果となりました。</p> <p>こうした結果を踏まえまして、今後の建物の取扱いを更に検討するに当たり、民間事業者による利活用の方策や課題について把握するため、市内外を問わず広く参加を呼びかけて事業者との対話を行うサウンディング型市場調査を実施することといたしました。</p> <p>調査対象につきましては、企業や個人、営利・非営利を問わず、幅広く参加を呼びかけます。</p> <p>利活用に関わる基本的な考え方につきましては、歴史的建物の保存を考える会とも協議し、土地建物は事業者へ権利移転することを予定、旭川市内であれば移築も可能、市民利用が可能であれば飲食店など営利目的事業も可能とすることや、建物の外観は現在の形状をできるだけ維持することなどの内容で調査を行います。</p> <p>調査のスケジュールにつきましては、5月19日から本市ホームページで実施要領の公表と配布を開始しているほか、全国自治体のサウンディング調査情報を公開している日本PFI・PPP協会のホームページにおいても公表しており、今後、現地見学や質問等などに随時対応しながら、6月2日から7月11日まで事業者との対話を行ってまいります。</p> <p>調査結果の概要は7月下旬を目処に公表し、提案のあった事業内容の実現の可否や実現に向けた手法を踏まえながら、建物の取扱いの方向性と、令和8年度以降の事業化の可能性について検討してまいります。</p> <p>本報告について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>利活用者がいなかったら解体する予定なのでしょうか。</p> <p>提案事業がなかったからといってすぐに解体するわけではありませんが、選択肢の一つとしては考えられると思います。</p> <p>市が購入したときは、どのような想定で購入したのですか。</p> <p>国から購入したときには倉庫で使う予定でした。建物は古いのですが、貴重な建築物とも言われていますので、活用について探っていこうという考えで、具体的な活用方法があったわけではありません。</p> <p>ほかに、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（7）「旧宮北邸の利活用に係るサウンディング型市場調査の実施について」は報告を受けたこととします。</p>
--	---

<p>教 育 長 各 委 員 事 務 局</p>	<p>《 そ の 他 》</p> <p>他に、何かありますか。 ありません。 ありません。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>《 秘 密 会 》</p>
<p>学 校 施 設 課 長</p>	<p>ここからは、秘密会といたします。 それでは、議案第1号「令和7年度一般会計予算の補正について」、説明願います。</p> <p>本件は、令和7年度旭川市一般会計予算の補正について、令和7年第2回定例市議会に議案を提出するよう市長へ意見を申し出るものでございます。学校教育部では1事業の補正を予定しております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>豊岡小学校増改築費、補正額2,400万円につきましては、労務単価の上昇を受け、賃金等の急激な変動に対処するため、インフレスライド条項を適用し、令和6年度、7年度の2か年工事としている豊岡小学校屋体増改築工事契約の契約額を見直し、適正な請負代金に変更しようとするものです。</p> <p>財源は、市債が1,800万円、一般財源が600万円となっております。</p> <p>本報告について御意見、御質問等がありますか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ありません。</p> <p>それでは、議案第1号「令和7年度一般会計予算の補正について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
<p>各 委 員 長</p>	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号については、原案どおり決定します。</p>
<p>学 校 教 育 部 主 幹</p>	<p>それでは、議案第2号「旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、説明願います。</p> <p>本件は、市教委の附属機関である旭川市いじめ防止等対策委員会の委員報酬を適正な額に改めるため、現行の日額16,500円に加え、時間額報酬15分当たり5,500円を設定し、本条例の制定について、第2回定例市議会に提案するよう、市長に意見を申し出ようとするものです。</p> <p>このことについては、旭川弁護士会から日本弁護士連合会発行の「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」を踏まえ、時間額報酬にすることを求められており、現在、旭川弁護士会から委員の推薦を受けることができていないことや、札幌弁護士会所属の現委員が、令和7年3月に調査完了した重大事態対応の終了をもって退任することから、今回、議会に条例改正案を提案し、速やかに旭川弁護士会から委員の推薦を受ける必要があります。</p> <p>旭川市いじめ防止等対策委員会委員の報酬に関する取扱要綱(案)は、本条例に規定する対策委員の報酬取扱い等に関し、必要な事項を定めるものであり、報酬の区分等について示しています。本要綱については、本条例の制定後、施行する予定となっております。</p> <p>新旧対照表に記載のとおり、今回議会において、子育て支援部が市長部局</p>

	<p>の附属機関である旭川市いじめ問題再調査委員会の報酬額について、本対策委員会と同額の時間額報酬の設定することについて提案する予定になっていることを申し添えます。</p>
<p>教 育 長 伊 東 委 員</p>	<p>本報告について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>報酬額の別表にある「これにより難しい場合として別に定めるもの」について、「これにより難しい場合」とは、どのような場合ですか。</p>
<p>教 育 長 坂 田 委 員</p>	<p>旭川市いじめ防止等対策委員会委員の報酬に関する取扱要綱(案)にありますが、例えば聴取りやアンケートの分析、現地調査などは、所要時間3時間を超える場合は33,000円の報酬となります。旭川市弁護士会と協議してきた結果、この内容で提案させていただきたいと考えております。</p> <p>この条例決定後は、旭川市弁護士会から弁護士を推薦していただけることとなりますか。</p>
<p>教 育 長 教 育 長 各 教 育 長</p>	<p>その予定です。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p>
<p>各 教 育 員 長</p>	<p>それでは、議案第2号「旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号については、原案どおり決定します。</p>
	<p><議案第3号「旭川市社会教育委員の委嘱について」></p> <p>令和7年5月26日から令和8年4月30日までを任期とする旭川市社会教育委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>
	<p><議案第4号「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について」></p> <p>令和7年5月26日から令和8年5月31日までを任期とする中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>
	<p><議案第5号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」></p> <p>令和7年5月26日から令和7年10月31日までを任期とする旭川市公民館運営協議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>
	<p><議案第6号「旭川市図書館協議会委員の任命について」></p> <p>令和7年5月26日から令和7年11月30日までを任期とする旭川市図書館協議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>
	<p><議案第7号「旭川市博物館協議会委員の任命について」></p> <p>令和7年5月26日から令和8年6月30日までを任期とする旭川市博</p>

<p>教 育 長 学 校 保 健 課 長</p>	<p>物館協議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p> <p><報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」> 令和7年4月17日から令和8年3月31日までを任期とする学校運営協議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p><報告第2号「旭川市東旭川学校給食センター調理等業務プロポーザル審査会委員の委嘱（臨時代理）について」> 令和7年5月15日から受託者の決定日までを任期とする旭川市東旭川学校給食センター調理等業務プロポーザル審査会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p><報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」> 令和7年4月21日付けの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p><報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）」について> 令和7年3月27日から5月2日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p>次に、報告事項（5）「旭川市東旭川学校給食センター調理等業務に係る公募型プロポーザルの実施について」、報告願います。</p> <p>本市には、東旭川学校給食センターのほか、46の学校調理所において給食調理を行っており、300名を超える会計年度任用職員がその業務を担っております。また、会計年度任用職員に対し、給食業務、調理技術、安全衛生管理などの指導を行う業務指導担当職員として、令和7年4月1日現在、12名の正職員がその対応に当たっております。そうした中、給食調理を担う会計年度任用職員は、恒常的に人材が不足している状況にあり、その穴埋めのために業務指導担当職員が実際の業務に当たらざるを得ないなど、業務指導担当職員が本来行うべき学校調理場を巡回しての指導が困難となっており、今後、業務指導担当職員の定年退職などから、状況はさらに厳しさを増すことが見込まれております。こうした課題に対応し、安全安心で持続可能な学校給食の提供に向けた調理指導体制を構築するため、給食センターの調理等の業務を民間事業者へ委託し、調理指導体制の見直しを行うことで、本市全体の給食事業の安定化を図ろうとするものでございます。</p> <p>そこで、この度の委託業務におきましては、公募型プロポーザル方式により、受託者の選定を行うことといたしました。</p> <p>まず、委託期間についてですが、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの36か月となります。</p>
------------------------------	--

	<p>主な委託業務の内容としましては、食材の検収、受取及び保管、調理、配缶、食器類等の洗浄、消毒などとなっております。</p> <p>センターで調理した給食の提供先となる対象校は、小学校5校と中学校8校の計13校で、食数は約4,400食となります。</p> <p>次に、プロポーザルの参加資格要件についてですが、正式にはプロポーザル審査会の審議を経て決定となりますことから、現時点での予定とさせていただきますが、主なものとしてしましては、旭川市物品購入等の競争入札参加資格において、給食提供業務の入札参加資格を有していること、学校給食の調理業務で1日2,000食以上の業務履行実績が5年以上あり、現在も継続していること、過去5年以内に学校給食業務等において、食品衛生法の業務停止処分を受けていないこと、などとしております。</p> <p>最後に、委託業務開始までの今後のスケジュールの予定ですが、6月上旬に1回目のプロポーザル審査会を開催し、プロポーザルの実施要領や評価基準等について御審議をいただき、6月中旬から公募を開始する予定としております。その後、7月中旬から下旬までの間に、応募者から企画提案書の提出をいただき、8月上旬の2回目の審査会におきまして、プレゼンテーションとヒアリングを行い、受託候補者を選定いたします。</p> <p>選定された受託候補者と業務の仕様内容等の詳細について協議を行い、8月下旬を目処に委託契約を締結し、契約締結後は、センターから受託者への業務引継の期間を確保しまして、令和8年4月から委託による業務開始という流れで進めていく予定としております。</p> <p>本報告について御意見、御質問等がありますか。</p>
<p>教 育 長 山 崎 委 員 教 育 長 坂 田 委 員 学 校 保 健 課 長 近 藤 委 員</p>	<p>今までは委託したことはなかったのですか。</p> <p>給食調理について委託しようとするのは初めてです。</p> <p>業者から応募はありそうですか。</p> <p>複数社から問合せがありましたので、応募があると考えています。</p>
<p>学 校 保 健 課 長 伊 東 委 員 学 校 保 健 課 長 伊 東 委 員 学 校 保 健 課 長</p>	<p>プロポーザル参加資格要件では、学校給食の調理業務で実績が5年以上とされていますが、現在、学校給食は旭川市内の民間業者は受託していないので、旭川以外の業者が受託するというのでしょうか。施設や病院などの調理業務を行っている市内の業者はあると思いますが、これらの業者は対象外ということですか。</p> <p>今回は、旭川市内外を問わず、学校給食の実績があることを参加条件として考えております。</p> <p>委託後、何か事故が発生した場合は、責任は教育委員会が負うのですか。最終的な責任は委託者である教育委員会の責任になります。</p> <p>給食センター以外の学校はこれまでどおりの運営ですか。</p> <p>学校調理所については今後も直営で運営し、今回は給食センターの調理業務の一部を民間委託しようとするものです。</p>
<p>伊 東 委 員 学 校 保 健 課 長 近 藤 委 員</p>	<p>委託後は会計年度任用職員が採用されるのですか。</p> <p>現在、給食センターで勤務していただいている会計年度任用職員が、引き続き給食センターでの勤務を希望した場合、委託先に優先雇用してもらうよう、お願いする予定です。</p> <p>学校給食ということで、安全面や衛生面について実績が必要となるのは分かりますが、市外の業者が請け負うことになるのは残念だと思います。</p>

坂田委員	<p>地場の食材等を使用している学校給食もありますが、影響はないでしょうか。</p>
教育長	<p>メニューや栄養教諭の配置は今までどおりですので、委託後も使用する食材やメニューもある程度同じですが、調理員が会計年度任用職員ではなく、委託業者になるというイメージです。</p>
各委員	<p>ほかに、御意見、御質問等がありますか。</p>
教育長	<p>ありません。</p>
各委員	<p>それでは、報告事項（５）「旭川市東旭川学校給食センター調理等業務に係る公募型プロポーザルの実施について」は報告を受けたこととします。</p>
教育長	<p>次に、報告事項（８）「旭川市議会令和７年第２回定例会の教育委員会関連議案について」、報告願います。</p>
適正配置担当課長	<p>本件は、旧旭川市立千代ヶ岡小学校及び旧旭川市立千代ヶ岡中学校の跡利用候補者として選定した事業者と、売買契約を締結するもので、売買代金は４３，５８６，９５０円、契約の相手方はアイラーセン・ジャパン合同会社です。</p>
適正配置担当課長	<p>当該売却案件は、予定価格２，０００万円以上、土地については１件５，０００㎡以上のものであることから、議会の議決に付すべき財産の処分に該当し、公有財産の売買に係る議案のため、行財政推進改革推進部が令和７年第２回定例会に提出することとなります。</p>
適正配置担当課長	<p>旭川市教委とは跡利用に関する協定を締結しており、売買について旭川市と相手方が締結した仮契約が、議会の議決後、本契約に移行することとなっております。</p>
適正配置担当課長	<p>売却後は、アイラーセンが校舎・体育館を改修し、来年夏にはソファの製造工場として稼働する予定と伺っております。</p>
学校施設課長	<p>続きまして学校施設課から、学校施設の工事に関する契約の締結２件について御説明します。</p>
学校施設課長	<p>予定価格１億５，０００万円以上の工事契約につきましては、条例で議会の議決に付さなければならないと定められております。</p>
学校施設課長	<p>千代田小学校グラウンド整備工事は、契約金額１億７，３８０万円、永山西小学校プール改築工事は、契約金額１億６，３４６万円で、それぞれ、契約を締結しようとするものです。</p>
学校施設課長	<p>ここで千代田小学校と永山西小学校の整備状況について御説明します。</p>
学校施設課長	<p>千代田小学校につきましては、令和３年度から令和４年度にかけて、校舎、屋内運動場の増改築工事などを行い、令和５年４月から供用を開始しております。</p>
学校施設課長	<p>また、来月にはプールの供用開始を予定しており、今回、グラウンドを整備することで、令和８年１月から全面供用を予定しております。</p>
学校施設課長	<p>次に、永山西小学校の整備状況につきましては、令和５年度から令和６年度にかけて、校舎・屋内運動場の増改築工事などを行い、今年８月の供用開始に向け、夏休みに引っ越し作業を行う予定となっております。</p>
学校施設課長	<p>また、今回整備するプールは、令和８年６月から供用を開始し、さらに令和８年度にグラウンドを整備することで、令和９年１月の全面供用を予定しております。</p>
学校施設課長	<p>最後に、学習者用コンピュータ等（Chrome OS）の購入について御</p>

<p>学校 I C T 担当課長</p>	<p>説明します。</p> <p>本件は、文部科学省による G I G A スクール構想の推進のために整備した児童生徒及び教員用のタブレット端末について、導入から 5 年が経過することを踏まえ、端末を更新するものです。</p> <p>契約金額は 1 1 億 2, 7 7 3 万 2, 1 0 0 円、契約の相手方は東日本電信電話株式会社です。</p> <p>本件の財源となる北海道の補助金の交付要件として、道教委が事務局となり、本市も参加した北海道公立学校情報機器整備共同調達会議において選定された当該事業者と契約し、調達することが必要となっております。</p> <p>購入数量は、端末本体やタッチペン等の周辺機器を合わせて 2 1, 8 1 3 組です。</p> <p>納入期限は、令和 8 年 3 月 3 1 日としておりますが、納入後に初期設定作業を行う必要があるため、令和 7 年 1 2 月末までに納入するよう相手方に対して要望しております。</p> <p>各学校には、令和 8 年 4 月から活用を開始できるように配置する予定です。</p>
<p>教 育 長 山 崎 委 員</p>	<p>本報告について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>タブレット端末の更新は 5 年ごとに約 1 1 億円かかるのですね。</p> <p>端末は 5 年間使う予定です。</p>
<p>教 育 長 学校 I C T 担当課長</p>	<p>タブレット端末導入時の 5 年前と比較し、今回は 1 台 1 万円ほど値上がりしておりますので、5 年後に値上がりすることが考えられます。</p>
<p>山 崎 委 員 学 校 施 設 課 長</p>	<p>グラウンド整備工事とは、どのような工事ですか。</p> <p>現在校舎を建築しているところですが、グラウンドに校舎を建築し、古い校舎を解体してグラウンドに整備するもので、水はけ整備や防球ネットなどを設置します。</p>
<p>山 崎 委 員 学 校 施 設 課 長</p>	<p>1 月の積雪時期まで工事を行うことになるのですか。</p> <p>1 2 月末までには完成する予定です。</p>
<p>山 崎 委 員 適正配置担当課長</p>	<p>廃校の跡利用について、アイラーセン・ジャパンは有名な会社ですか。</p> <p>デンマークが本社の法人で、高級ソファで世界的に有名な企業です。</p>
<p>山 崎 委 員 適正配置担当課長</p>	<p>地元の家具業界からの反発はありませんでしたか。</p> <p>以前、アイラーセンが視察で旭川を訪れた際には、家具組合が同行したと聞いております。</p>
<p>山 崎 委 員</p>	<p>家具組合としては、企業を誘致することで職人が増えるなどのメリットがあるのでしょうか。</p> <p>家具業界が活性化されるのではないかと思います。</p>
<p>適正配置担当課長</p>	<p>ほかに、御意見、御質問等がありますか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ありません。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>それでは、報告事項（8）「旭川市議会令和 7 年第 2 回定例会の教育委員会関連議案について」は報告を受けたこととします。なお、跡利用候補者をアイラーセン・ジャパン合同会社と報告したところですが、まだ議案が告示されておられませんので、取扱いには御注意願います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>次に、報告事項（9）「いじめの重大事態に係る調査報告書について」、報告願います。</p>
<p></p>	<p>令和 3 年度、西御料地小学校に在籍している男子児童が受けたいじめの</p>

学校教育部主幹

事案に対し、令和5年5月、保護者が重大事態としての調査を要望したことから、同年6月1日、不登校重大事態に認定したものです。

当時、第2学年であった被害児童は、同学年の男子児童から一方的に鬼ごっこの鬼をさせられたことや、帽子を取られて投げ捨てられたことのほか、雪玉を当てられたことにより、加害児童や関係児童との関わりに苦痛やストレスを抱え、令和3年11月から令和4年3月までは欠席日数が31日、令和4年度は欠席日数が81日、令和5年4月から重大事態の認定日までは欠席日数が21日と、いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いの段階にありました。

本件は、保護者の要望により、調査主体を市教委とし、医師や弁護士等で構成する旭川市いじめ防止等対策委員会において、調査を実施いたしました。令和5年11月の諮問から29回の審議に加え、当該児童や関係児童、保護者、教職員等約40名の関係者への聴き取り調査を経て、令和7年3月17日に市教委に答申を行っております。

調査報告書においては、事実関係を可能な限り明らかにした上で、本件児童が被害を訴えた行為はいじめに該当すると認め、当該行為が登校に向かう意欲や動機を挫かせ、結果として不登校の長期化をもたらす要因の一つになり、現在も再登校を困難にさせているとしています。

学校の対処については、事案発生当時、組織的な対応を行わず、法に基づくいじめの認知をしていなかったことや、保護者間の関係修復に向けた役割を果たせていなかったこと、また、市教委についても、学校が保護者間の関係修復に向けた役割を果たすための適切な助言や支援が十分でなかったことなどが指摘されております。

これらを踏まえた再発防止対策については、初期対応における児童に寄り添う姿勢の重要性、問題解決に向けた組織的対応、いじめ認知のあり方、被害側と加害側の関係修復、市教委の対応、子総相の対応、教育相談体制における関係機関の連携、実践的な学習を通じた児童への指導・支援の8項目の提言をいただいております。

その主な内容は、ケース会議の活用をはじめとする組織的対応の工夫と充実、第三者的な立場から仲裁や調整の役割を担える関係機関との連携による当事者間の早期関係修復、ロールプレイを用いた実践的な学習を通じた児童への指導・支援、などとなっております。

調査報告書の公表については、本件児童及びその保護者が全文を希望していることから、いじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針に基づき、令和7年5月9日、いじめを行った児童の保護者に公表の在り方について説明しております。今後は、令和7年6月に開催予定の子育て文教常任委員会で報告し、その後、調査報告書全文を保護者の意向に基づき、本市のホームページに6か月間掲載する予定となっております。

現在、本件児童は、オンラインを活用した始業式の参加や、放課後に登校し、興味のある教科を中心に学習しているものの、不登校が続いており、担任や主幹教諭は、毎週金曜日に家庭訪問を行い、本件児童と面談して気持ちに寄り添いつつ、登校を促すとともに、学習プリントを通じた学習支援を行っております。

なお、再調査については、令和7年3月14日、旭川いじめ防止等対策委

<p>教 育 長 山 崎 委 員</p>	<p>員会が本件児童の保護者に対し、調査報告書の内容を説明したところ、希望しないことを確認しております。</p> <p>調査報告書については、以上です。最後に、重大事態への対応状況について御説明いたします。</p> <p>昨年度までに発生した重大事態については、本日報告した事案を含む14件について調査を終了しております。</p> <p>その他の6件については、調査を進めているところであり、進捗については、報告書の作成を終え、保護者への説明を行っているものが2件、報告書の作成を行っているものが3件、聴き取り調査を行っているものが1件となっております。</p> <p>本報告について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>不登校で学校に通学できないまま、オンラインなどで学習支援を受け続ける子どもはたくさんいるのでしょうか。</p>
<p>学校教育部主幹 坂 田 委 員</p>	<p>自宅での学習や、学校のICTを活用して学習するか、フリースクールを活用するなど、様々なケースがあると思います。</p> <p>授業をオンライン配信している学校も多いので、昼夜逆転している場合は難しいかもしれませんが、そうではない場合は、学習できるように支援していると思います。高校生になると学校の規模が変わり、学校に行けるようになる子どもも多いと思います。</p>
<p>教 育 長 各 教 育 長</p>	<p>ほかに、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(9)「いじめの重大事態に係る調査報告書について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>《 そ の 他 》</p>
<p>教 育 長 各 教 育 長</p>	<p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、以上で令和7年5月定例教育委員会会議を終了いたします。</p> <p>《 閉 会 》</p>